

議案第28号

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

コミュニティ住宅に入居することができる者に、市が施行する密集市街地の
住環境の改善、防災機能の向上等に資する事業の施行に伴い住宅を失った者等
を加えるため、所要の改正を行うものである。

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 次に掲げる者で、市が施行する密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地をいう。）の住環境の改善、防災機能の向上等に資する事業のうち、規則で定めるもの（以下「住環境改善等事業」という。）の施行に伴い住宅を失つたもの。ただし、当該住宅の所有者及びこれに準ずる者として市長が特に認める者に限る。

ア 当該住環境改善等事業の施行に伴い市から買取りの申出があつた土地に存する住宅に、当該買取りの申出があつた日（以下「申出の日」という。）から引き続き居住していた者。ただし、申出の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

イ アただし書に該当する者及び申出の日後にア本文に規定する住宅に居住するに至つた者。ただし、規則で定めるところにより市長が承認した者に限る。

ウ 申出の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至つた者

(4) 前号ア、イ又はウに該当する者で申出の日後に災害により前号ア本文に規定する住宅を失つたもの

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。